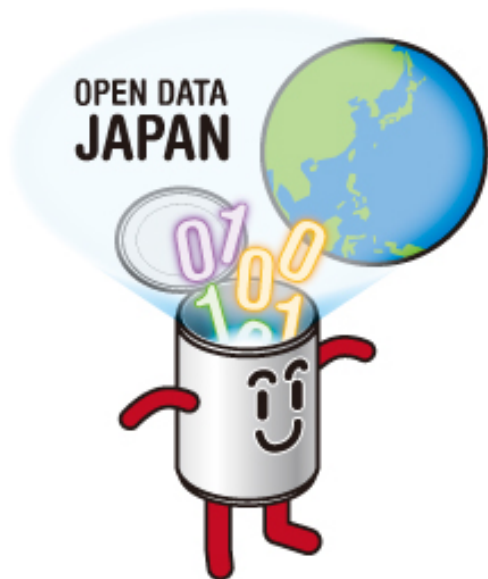


# 第5回オープンデータ官民ラウンドテーブルの 開催について



令和2年12月3日  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室  
厚生労働省

# 「オープンデータ官民ラウンドテーブル」について

## 1. 目的

データの公開・活用要望に関する公募を行い、データの公開・活用を希望する方々と、データを保有する府省庁等が直接対話する場を設けることにより、よりニーズにマッチしたオープンデータ化やデータ利活用を促進し、データの価値向上と多様なサービスの創出に貢献する。  
(ラウンドテーブルの取組については、政府のIT戦略及び成長戦略フォローアップにおいても記載)

## 2. 開催状況

第1回	平成30年1月25日 (木)	「観光・移動」分野	
第2回	平成30年3月27日 (火)	「インフラ、防災・減災、安全・安心」分野	
第3回	平成30年9月14日 (金)	「土地・農業」分野	
第4回	令和元年9月17日 (火)	「電子行政」分野 (統計等データ)	
第5回	令和2年12月3日 (木)	「健康・医療・介護・子育て」分野	<b>本日開催</b>

## 3. 開催形式

第5回オープンデータ官民ラウンドテーブルは内閣官房IT総合戦略室と厚生労働省との共催

# 【参考】ラウンドテーブルの位置付け

## 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

### (IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

## 官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

## デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

## 合同会議

### 新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

### 官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議  
長決定

会長：村井純 慶應義塾大学教授  
委員：有識者(21名)、行政機関職員

### マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

主査：内閣官房副長官補(内政担当)  
構成員：有識者6名、行政機関職員

### デジタル改革 関連法案WG

座長：村井純 慶応大学教授  
構成員：有識者9名、行政機関職員

### データ戦略 タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官  
構成員：有識者11名、行政機関職員

### 作業部会

座長：内閣官房副長官  
構成員：行政機関職員

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る  
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

結果報告  
オープンデータ官民  
ラウンドテーブル

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの  
全国展開に向けた関係府省等連絡会議

### デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授  
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

# ラウンドテーブルの進め方

対象データ毎に、以下の流れで議論を実施。

## ①データの公開・活用を希望する方からのプレゼン

データの公開要望について、背景・理由や利活用シーンをプレゼン。

## ②データ保有府省庁等からの回答

公開要望に対して、データを保有する府省庁等より回答。

## ③質疑応答・意見交換

プレゼン内容・回答内容をもとに、質疑応答。また、データ公開可否・条件等について議論。

### 【議論の内容】

- ▶ オープンデータとして公開可能な場合  
→データの粒度・更新頻度・形式・  
具体的データ項目等について議論
- ▶ オープンデータとしての公開が困難な場合  
→困難な要因、条件付きの公開方法、  
今後の検討の方向性等について議論  
**※要因に応じ、右記の観点でも議論**
- ▶ 公開ができない場合  
→公開できない要因について議論  
**※要因に応じ、右記の観点でも議論**

要因	取組を進める上での方策
✓外部団体を通じて実費負担で提供中	▶これまでのスキームの継続が社会的経済的に適当かどうかの再検討 ▶利用者を増加させる取組により、個社の負担額を低減
✓個人情報を含むデータ	▶公開できる範囲・方法等の公開の在り方の検討 ▶統計データや非識別加工情報として提供
✓国が保有していない ✓地方公共団体の自治事務	▶推奨データセット等の国としての指針の策定 ▶通知文書や、地方の官民データ活用推進計画策定に向けた支援等で働きかけ

## ①介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所に関するデータ

【オープンデータ化希望者】

株式会社ウェルモ様

【対象データを所管・保有する府省庁】

厚生労働省

## ②放課後児童クラブ・児童館に関するデータ

【公開希望者】

株式会社ガッコム様

【対象データを所管・保有する府省庁】

厚生労働省